

日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画

平成14年9月 6日 公表
(平成15年 5月 19日一部改正)
(平成16年 4月 19日一部改正)
(平成17年11月29日一部改正)
(平成18年10月20日一部改正)

1. 資源の現状と回復の必要性

(1) 資源の特性と資源水準の現状

日本海におけるあかがれいの主分布域は、水深180mから500mと考えられている。成魚は夏期から秋期にかけて水深300m以深に多く分布する。晩秋から冬期にかけて接岸し、2、3月に水深180～200mに産卵場を形成する。

主産卵場は、能登半島以西では経ヶ岬沖周辺及び赤崎沖を中心とする隠岐諸島の東側の海域であると考えられている。

日本海西部では、該当海域を通じて、海域を沖合底びき網漁業(以下「沖底」という。)及び小型機船底びき網漁業(以下「小底」という。)により主に漁獲されている。

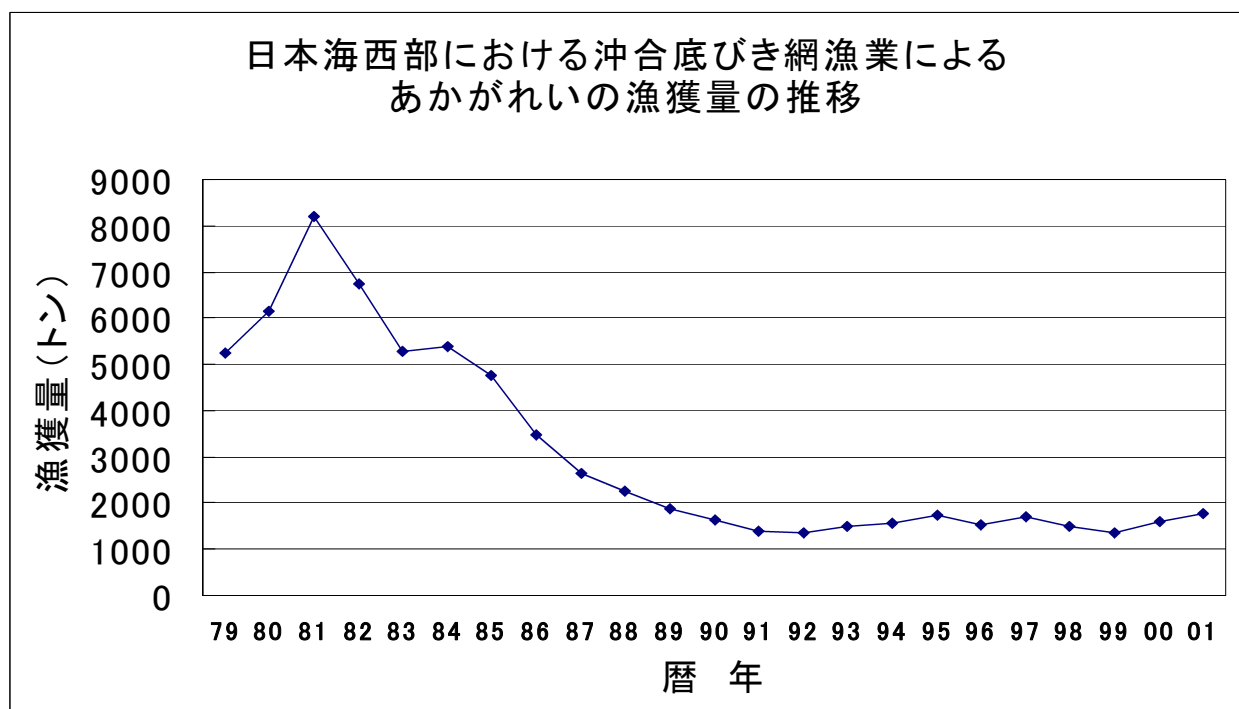
資源状況は、但馬(兵庫県)以西の海域では加入量も少なく、沖底の漁獲量、CPUEともに減少していることから、悪化していると考えられている。

また、若狭湾から能登半島周辺にかけては、小型個体も多く、沖底の漁獲量、CPUEともに漸増傾向にあり、極めて悪化していた1990年前半に比べ好転している。しかし、当該海域の沖底の漁獲物では、小型個体を多く漁獲していることを考慮すると、今後の加入状況によっては、資源状態が悪化することが懸念される。

なお、平成13年における資源水準の評価は、低位、資源動向は横這いとされている。

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

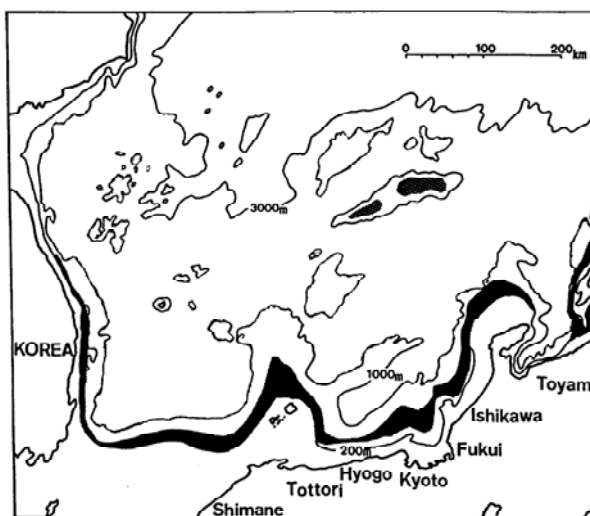
日本海西部におけるあかがれいを採捕する主要漁業である沖底のあかがれい漁獲量は、1981年には、8000トンを超える漁獲があったが、年々減少し、1990年代以降は、1000トン台で推移しており、前述の資源状況を改善するためには、漁獲圧を現在より減少させる必要があると考えられる。



また、あかがれいの漁場は、ずわいがにの漁場と広く重複している(下図)うえ、両種ともに沖底及び小底の主要な対象魚種であることから、資源管理の面からすると、両種を表裏一体の管理対象資源ととらえて、資源回復計画を作成する必要がある。



日本海におけるあかがれいの分布



日本海におけるずわいがにの分布

2. 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

日本海西部においてあかがれいを対象としている漁業は、沖底、小底、刺し網であるが、漁獲量で見ると沖底と小底で全漁獲量の98%を占め、刺し網は2%程度である。

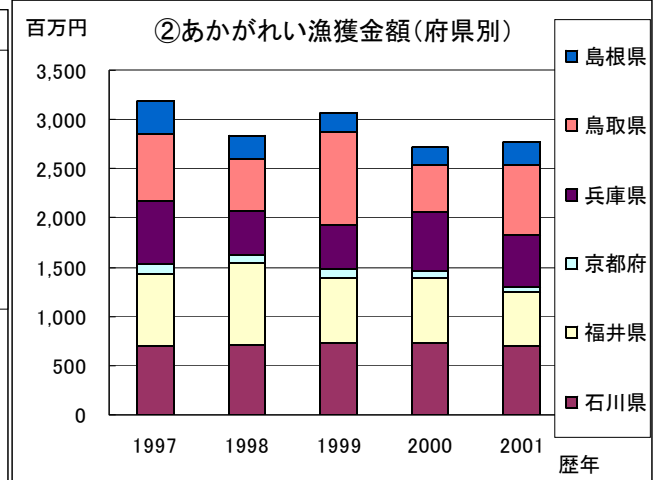
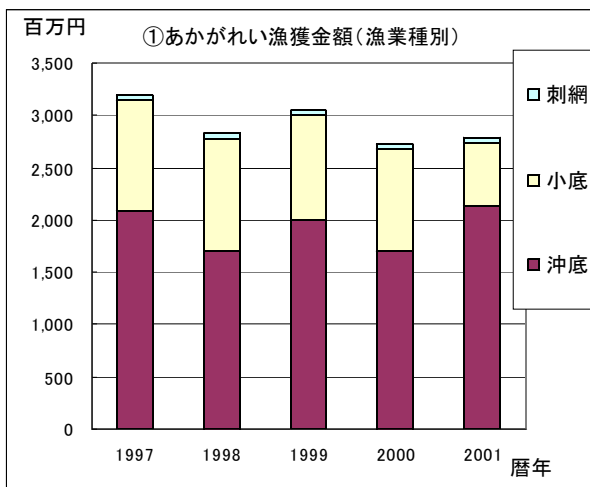
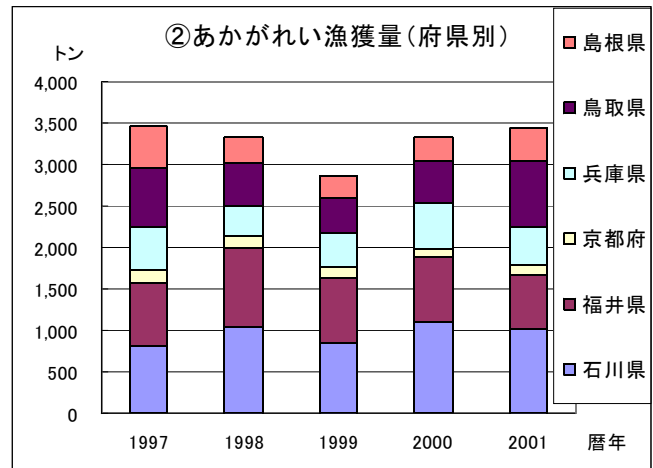
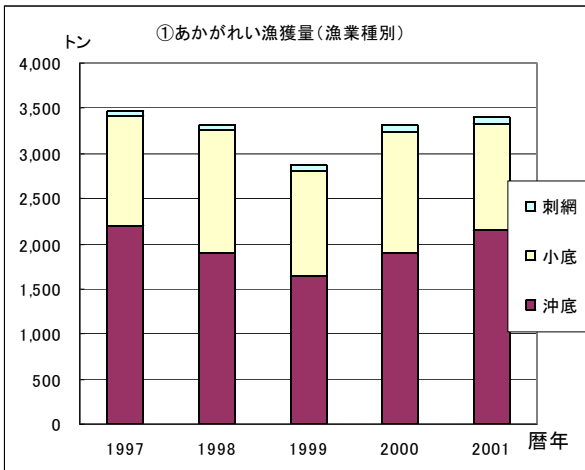
府県別、沖底・小底別の許可隻数・トン数等の現状(平成13年)

| 府県名 | 漁業種類 | 沖底許可 隻数 | 平均漁船 トン数 | 小底許可 隻数 | 平均漁船 トン数 |
|-----------|------|------------|-------------|------------|-------------|
| 石川県 | | 26 | 32.6 | 136 | 7.3 |
| 福井県 | | 27 | 47.2 | 69 | 11.9 |
| 京都府 | | 2 | 18.5 | 15 | 14.5 |
| 兵庫県 | | 61 | 64.7 | 2 | 14.8 |
| 鳥取県 | | 32 | 84.1 | 0 | — |
| 島根県 | | 12* | 74.1 | 0 | — |
| 日本海西部計・平均 | | 160 | 53.5 | 222 | 12.1 |

※島根県の沖底許可隻数は、あかがれいを漁獲対象としている県東部沖底の許可隻数。

| 府県名 | 漁業種類 | 沖底許可 隻数 | 平均漁船 トン数 |
|-------------|------|-------------|-------------|
| 島根県 (西部) | | 14 (7ヶ統) | 75.6 |

②漁獲量及び漁獲金額の推移(過去5年間)



注)漁獲量、漁獲金額は、各府県からの聞き取りによる。

③漁業形態及び経営の現状

沖底は一部府県を除いて日本海西部の沖合の一定の範囲の水域を相互に輻輳して利用しており、漁獲対象魚種も、11月から3月までのずわいがに、あかがれいを中心に、春期から秋期までは、あかがれいの他、その他のかれい類、えび類、はたはた、ほたるいか等を対象として操業している。

なお、島根県の沖底は2そうびきであり、日本海西部の他府県の1そうびき沖底とは主な操業水域、対象魚種等において操業形態が異なっている。

小底では基本的に各府県の地先を主体とした操業を行っているが、一部の県で入会操業を行っている。

島根県を除く底びき漁業の漁業経営は、この水域の主要魚種であるずわいがにに対する依存度が高く、80~90億円を漁獲しているが、あかがれい、かれい類(あかがれい除く)、はたはた、えび類も各々30億円前後を漁獲している。

④消費と流通の現状

日本海西部で漁獲されたあかがれいは、産地市場を通じて、地元で消費されるほか、

京阪神、中京、北陸方面に出荷されている。あかがれいは産卵期には子持ちがれいとして消費者ニーズが高いほか、ずわいがに漁期の前後における日本海西部各府県の漁獲物として主要な地位を占め、生鮮魚、干物等の加工用として流通している。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

別添 資料1:あかがれいに関する公的規制措置
資料2:あかがれいに関する既存の自主規制措置 参照

② 遊漁の現状

現状では、特に遊漁の対象となっていない。

③ 資源の積極的培養措置

あかがれいの栽培放流等は特に実施されていない。
ずわいがにでは大和堆からの移植放流を一部の県で実施してきた実績がある。

④ 漁場環境の保全措置

あかがれい漁場の環境保全を目的とした措置としては、福井県が平成7年から継続して越前沖で漁場保全事業(小規模保全事業)による海底清掃及び海底耕耘を小底漁船を活用して実施している。

また別途、財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団による漁場環境維持管理事業として、「サデ」を用いた刺網、かご等の韓国漁船による残置漁具の回収を平成11年度から13年度まで6府県で実施したほか、各府県でクリーンアップ事業等による海底清掃等を実施している。

3. 資源回復の目標

1. (1)の資源水準の現状に示したように、日本海におけるあかがれいの漁獲量は、1980年前後にピークに達した後、減少傾向に転じており1990年前半には極めて資源状況が悪化し、2001年に至っても依然として低位横ばいの水準にあると考えられている。

従って、漁獲努力量の削減等資源管理措置の強化を図り、資源を安定的に回復傾向に転じさせることが必要である。

しかし、資源水準が高かった1980年代前半を目安に資源回復目標を設定することは、現状の漁獲努力を大幅に低下させる必要があり、漁業経営への影響及び日本海西部の海況特性等を踏まえれば、資源回復に段階的に取り組む必要がある。

以上の点から、以下の4. に示す資源回復措置により、計画開始年における資源水準を指数で100とした場合に、10年後に115(漁獲量では110)とすることを目標とする。

なお、ずわいがにについても4. に示す資源回復措置を講じることによりそれらの効果が波及するものと考えられる。また、ずわいがにでは雌がに及び水がにの保護が再生産を保証するために必要であり、関係漁業者は、従来から公的規制に加え、自主的に組織してきた日本海ズワイガニ特別委員会等において雌がに及び水がにの保護を講じてきた。現在、資源状況は中位横ばい傾向にあることから、今後、資源回復計画の中で追加措置を講じる必要がある。

4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

平成14年度より10年間、以下の漁獲努力量削減措置を順次行う。

| 府県名 | 内 容 | 関係漁業種類 | 実施時期 | 開始年度 |
|-----|---|--------|----------------------------------|------|
| 石川県 | 保護区の拡大 | 沖底、小底 | ずわいがに漁期以外 (3~6月 9月~11月) | 14年度 |
| | 保護礁の設置 | | 周年(恒久的措置) | 14年度 |
| | 分離漁獲型底曳網の導入 (あかがれい小型魚及び漁期外の ずわいがにの漁獲回避) | | ずわいがに漁期以外 (3~6月、9~11月) | 15年度 |
| | 減船 | 沖底 | — | 17年度 |
| 福井県 | 分離漁獲型底曳網の導入 (あかがれい小型魚及び漁期外の ずわいがにの漁獲回避) | 沖底、小底 | ずわいがに漁期以外 (4, 5月及び 9, 10月) | 15年度 |
| 京都府 | 保護礁の設置 | 沖底、小底 | 周年 | 15年度 |
| | 分離漁獲型底曳網の導入 (あかがれい小型魚及び漁期外の ずわいがにの漁獲回避) | | 主要漁期 | 15年度 |
| | 操業回数の削減 | | 主要漁期 | 15年度 |
| | 休漁・休漁漁船の活用 (漁場環境保全) | | 4、5月及び9、 10月のうちの 一定期間 | 15年度 |
| 兵庫県 | 保護礁の設置(3箇所) | 沖底、小底 | 周年 | 16年度 |
| | 保護区の設定 (特定月、特定水深帯) | | ずわいがに漁期以外 (9月~11月) | 14年度 |

| | | | | |
|-----|--------------------------|----|------------------|------|
| 鳥取県 | 保護礁・保護区の設置 (設置場所を検討中) | 沖底 | 周年 | 16年度 |
| | 休漁 | | 4月、5月 の一定期間 | 15年度 |
| | 小型魚の保護 (20cm未満サイズの保護) | | 周年 | 14年度 |
| 島根県 | 目合いの拡大 | 沖底 | 12～4月 | 14年度 |
| | 採捕の自粛 | | 9～11月 | 14年度 |
| | 休漁 | | 4月、5月のう ち一定期間 | 15年度 |
| | 減船 | | — | 16年度 |

(2) 資源の積極的培養措置

特になし

(3) 漁場環境の保全措置

| 府県名 | 内 容 | 関係漁業種類 | 実施時期 | 開始年度 |
|-----|-----------------------|-------------------------------|----------------------------|------|
| 福井県 | 海底耕耘・海底清掃 | 沖合底びき網 漁業 小型機船底曳 網漁業 | 6月 | 14年度 |
| 京都府 | 海底耕耘・海底清掃 (休漁船の活用) | 沖合底びき網 漁業 小型機船底曳 網漁業 | 4～5月又は9 ～10月のうち一 定期間 | 15年度 |
| 島根県 | 海底耕耘・海底清掃 | 沖合底びき網 漁業(2そうび き) | 4～5月のうち一 定期間 | 15年度 |

(4) 実施期間

10年間

5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

(1)資源保存管理法による措置

日本海西部におけるあかがれいの漁期において、資源回復計画による各種資源回復措置の実効を担保するため、漁獲努力量の増大を抑制する必要があることから、当該漁期を対象とし、あかがれいを資源管理法の規定に基づく第二種特定海洋生物資源として指定し、漁獲努力量の管理に努める。

ずわいがにについては、従来同様、第一種特定海洋生物資源としてTACの適切な管理を継続する。

(2)漁業法・水産資源保護法による措置

日本海西部におけるあかがれいの漁獲努力量の削減措置として関係各府県ごとに講じる措置については、従来から自主的な管理を実施してきた経過を踏まえ、現段階においては自主規制で担保することとするが、これにより支障が生じることが見込まれる場合は、委員会指示等により担保することとする。

6. 資源回復のために講じられる措置に対する支援策

(1)漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

| 漁獲努力量削減措置 | 事業名及び内容 |
|---------------------------------|--|
| 小型魚漁獲の選択的回避等のために行う改良漁具の導入及び網目拡大 | 資源回復計画推進支援事業(改良漁具の導入及び不要となる現在使用中の漁具等の廃棄に必要な経費について助成) |
| 休漁 | 資源回復等推進支援事業のうち休漁漁船活用支援事業(休漁期間中の漁船の活用に必要な経費について助成) |
| 減船 | 資源回復等推進支援事業のうち再編整備支援事業(不用漁船・漁具のスクラップ処理に必要な経費について助成) |

(2)資源の積極的培養措置に対する支援措置

該当なし

(3)漁場環境の保全措置に対する支援措置

| 漁場環境保全措置 | 事業名及び内容 |
|--|---|
| 海底耕耘・海底清掃 海底耕耘・海底清掃 (新たな休漁措置に伴う漁船活用の一つとして実施) | 水産基盤整備事業(漁場環境保全創造事業) 資源回復計画推進支援事業のうち休漁漁船活用推進支援事業 |

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1)資源回復措置の実施状況の把握

国及び府県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握するとともに、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

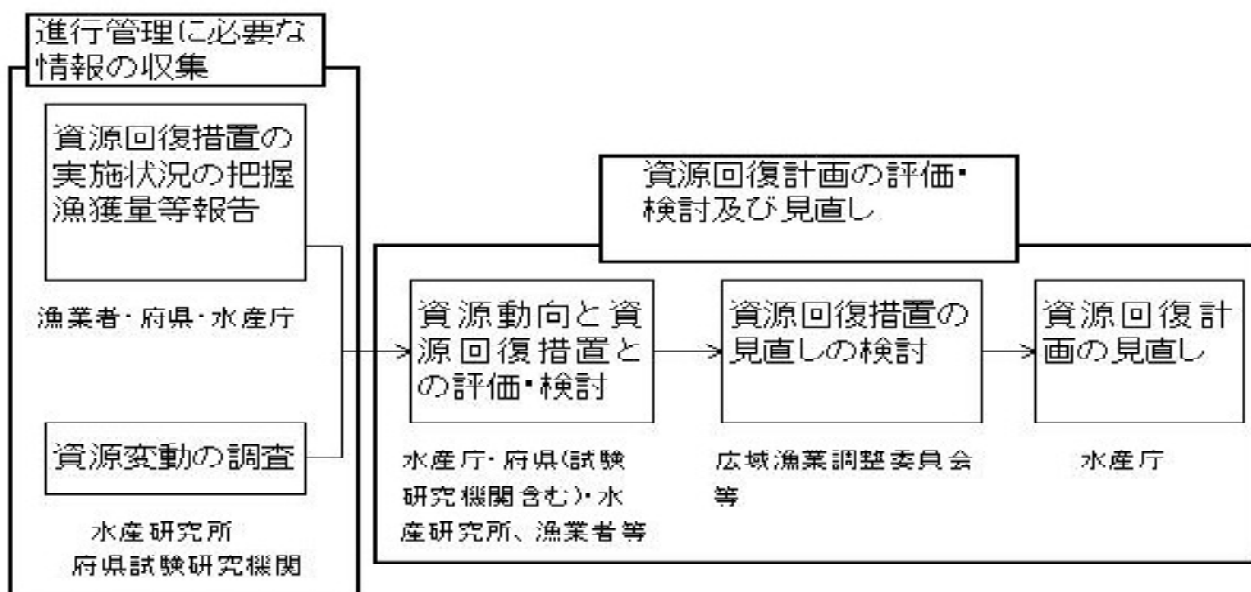
(2) 資源動向の調査

国は、あかがれい日本海(西部)系群について調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し(フィードバック)

国及び府県等は、(1)、(2)の結果を踏まえ、資源回復措置を評価するとともに、必要に応じ資源回復措置の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8. その他

資源回復計画では、資源の回復を図り、将来的に国民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であるが、漁業者による漁獲努力量削減の取組みのほか漁場環境保全等の資源回復措置及びこれに必要な支援を行うことにより資源の回復を図っていくものであることから、国民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画について広く情報提供を行うこととする。また、資源回復計画期間中の需給関係に配慮しながら計画を進めていくこととする。

あかがれいに関する公的規制措置

| 府県名 | 漁業種類 | 適用公的規制名・条項 | 具体的内容 |
|--|------------|--|---|
| 石川県 福井県 京都府 鳥取県 兵庫県 島根県 | 沖合底びき網漁業 | ①沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間(漁業法第58条第1項に基づく告示) ②指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(18条) | ①操業許可区域の指定、トン数及び隻数の制限 ②沖底禁止ライン(沿岸域の操業禁止) 操業禁止期間(7月1日～8月31日:石川、福井(鋸埼以東) 6月1日～8月31日:福井(鋸埼以西)、京都、兵庫、鳥取、島根) 網口開口板の使用禁止 |
| 石川県 | 小型機船底曳き網漁業 | ①漁業法第66条に基づく告示第1439号 ②小型機船底びき網漁業取締規則(第4条) ③許可等の取扱方針 ④石川県漁業調整規則(第39,40条) | ①隻数制限(石川県242隻以内、うち10トン以上17隻以内) ②禁止漁法、禁止漁具 ③漁船の大型化の制限等 ④小底禁止ライン(沿岸域の操業禁止) 操業禁止期間(7月1日～8月31日) |
| 福井県 | | ①漁業法66条に基づく告示第1439号 ②小型機船底びき網漁業取締規則(第4条) ③許可の取扱方針 ④福井県漁業調整規則(第14,36,40条) ⑤海区漁業調整委員会指示第24号(平成10年12月22日) | ①隻数制限(福井県218隻以内、うち10トン以上35隻以内) ②禁止漁法、禁止漁具 ③漁船の大型化の制限等 ④小底禁止ライン(沿岸域の操業禁止) ふくろ網の目合(15cmにつき14節より荒め) 期間禁止 時間禁止 ⑤期間禁止(3月21日～6月30日及び9月1日～11月5日の間は水深250～350mの海域の操業禁止) |
| 京都府 | | ①漁業法第66条に基づく告示第1439号 ②小型機船底びき網漁業取締規則(第4条) ③許可の取扱方針 ④京都府漁業調整規則(第39,41,42条) | ①許可隻数、総トン数、馬力数の上限規制 ②禁止漁法、禁止漁具 ③漁船の大型化の制限等 ④漁具漁法の制限、操業禁止区域、操業禁止期間 |
| 兵庫県 | | ①漁業法第66条に基づく告示第1439号 ②小型機船底びき網漁業取締規則(第4条) ③許可の取扱い方針 | ①隻数制限 ②禁止漁法、禁止漁具 ③漁船の大型化の制限等 |

あかがれいに関する既存の自主規制措置

| 府県名 | 自主規制措置 | 自主規制の具体的内容 |
|-----|--|--|
| 石川県 | 操業禁止区域 再放流 網目規制 | <p>① 周年禁止：橋立沖、金沢沖、福浦沖、輪島沖、蛸島沖の魚礁造成海域(合計55km²)。橋立沖、金沢沖、福浦沖、輪島沖、禄剛崎沖の移植放流海域。ロラン4局3300～3310とロラン3局3780～3800で囲まれた区域(周年保護区)。</p> <p>② 3月16日から6月30日まで禁止：ロラン4局2780～2900の水深270～370m、4局2900～3060の水深250～400m、4局3060～3100の水深270～350m、4局3100～3210の水深250～350mの各海域、4局3600～3700と3局3260～3280で囲まれた海域、禄剛崎正北の線と鳳至郡鶴川港導流堤灯台南東の線の間水深285～390mの海域。</p> <p>③ 9月1日から11月5日まで禁止：ロラン4局2780～2900の水深250～380m、4局2900～3060の水深230～380m、4局3060～3130の水深240～350m、4局3130～3210の水深250～350m、4局3550～3600の250m以深の各海域。</p> <p>④ 10月1日から11月5日まで禁止：ロラン4局3210の線と禄剛崎正北の線の間水深240～350m、禄剛崎正北の線と鳳至郡鶴川港導流堤灯台南東の線の間水深270～390mの各海域。</p> <p>⑤ 全長20cm未満のあかがれいの再放流。</p> <p>⑥ あかがれいを主目的に漁獲する場合の魚捕部には6節以上の網目を使用する。</p> |
| 福井県 | 操業禁止区域 | <p>① 3月21日から6月30日まで及び9月1日から11月5日まで禁止：水深250～350mの地先海域。</p> <p>② 6月禁止：ロラン4局2620の線以南、鋸崎正北の線以東の250m以浅の海域。</p> <p>③ 9月1日から11月5日まで禁止：水深220～250mの海域。</p> <p>④ 9月1日から10月31日まで及び4月1日から6月30日まで禁止：水深200m以浅での夜間操業。</p> <p>⑤ 9月禁止：鋸崎正北の線以西の水深200m以浅での昼間操業(夜間は許可の制限条件により禁止)。</p> |
| 京都府 | 操業禁止区域 保護区の設定 操業時間の制限 夜間操業の禁止 | <p>① 9月1日から解禁日前日まで禁止：水深220～350mの海域の昼夜操業。</p> <p>② 漁期終了後から4月30日まで禁止：A～Fの各点を結ぶ線から水深350mまでの海域の昼夜操業。G、H、B、Aの各点を結ぶ海域の夜間操業。</p> <p>③ 5月1日から5月31日まで禁止：G、H、B、C、D、E、Fの各点を結ぶ線から水深350mまでの海域の昼夜操業。</p> <p>④ 6力所、合計56km²(漁場面積の約3.6%)の保護区での周年操業禁止。</p> <p>⑤ 2晩以上の連続操業を自粛。</p> <p>⑥ 漁期終了後から5月31日及び9月1日から解禁日まで、東経135度01分以西の水深200m以浅では夜間操業を自粛。</p> |
| 兵庫県 | 保護区の設定 操業禁止区域 | <p>① 本県沖3カ所に設けた保護区での周年操業禁止。</p> <p>② 9月から10月及び4月から5月まで、漁場の一部で操業禁止。</p> |
| 鳥取県 | 保護区の設定 小型魚の再放流 | <p>① 長尾鼻沖36km、31km、52km、79kmの4カ所の保護区での周年操業禁止。</p> <p>② 全長18cm未満のあかがれいは迅速丁寧に再放流する。</p> |
| 島根県 | 操業禁止区域 | <p>① 周年禁止：隠岐郡白島灯台中心点から真方位40度の線と同郡白島崎旧灯台中心点から真方位40度の線と両線間における同郡周囲6海里以内の海域。北緯36度10分の線以北と東経132度59分の線以東、隠岐郡白島崎旧灯台中心点から真方位255度の線以南の海域における周囲7海里以内の海域。</p> <p>② 周年禁止：N35-22.7 E132-25.5、N35-24.7 E132-25.1、N35-25.1E 132-26.5、N35-23.1E 132-27.0の各点で囲まれた海域。ただし、3月1日から3月31日まではN35-24.0以北の海域を除く。</p> <p>③ 周年禁止：沖合底びき網と小型底びき網は根滝グリ海域において瀬びき操業は行わない。</p> |